



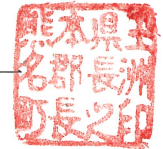
長洲町告示第89号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので、長洲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年長洲町条例第14号）第6条第2項の規定により告示する。

令和7年12月9日

長洲町長 田 成 修



- 1 管理を行わせる公の施設の名称
長洲町総合スポーツセンター
- 2 指定管理者となる団体
熊本県玉名郡長洲町大字姫ヶ浦1番地
NPO法人 長洲にこにこクラブ
理事長 吉田 一明
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで